



## 交渉ダイジェスト

4月5日開催 東地申第51号

申し入れの詳細は  
こちらから⇒



「JR東日本輸送サービス労働組合の運動の委縮を目的とした支配介入による不当労働行為を直ちに止め、大崎営業統括センター所属組合員に対する訓告処分の撤回を求める申し入れ」に対する団体交渉を行う！

**TOKYO MAIL NEWS** No. 213 / 2024.2.15

2月15日 「JR東日本輸送サービス労働組合の運動の委縮を目的とした支配介入による不当労働行為を直ちに止め、大崎営業統括センター所属組合員に対する訓告処分の撤回を求める申し入れ」提出！

大崎営業統括センター所属（前上野運輸区所属）の組合員に対して訓告処分！

- 処分の理由「会社施設内において組合活動と捉えられる発言を行ったことは社員として不都合な行為である」

最終乗務出迎え時における上野運輸区庁舎前の旧18番線での記念撮影や退勤点呼の際に当該組合員が発した言動を組合活動と捉え、就業規則第23条に抵触するとして処分が下されている。

しかし！

- 当該組合員は組合活動を行っていない！
- その場にいた管理者から注意や現認もされていない！

私たちJR東日本輸送サービス労働組合は企業内労働組合！

- 社員であると同時に組合員でもある！
- 社員同士の一般的な日常会話を制限されるものではない！

偏った視点で訓告処分を下すことは組合員の意見を、深層に突かず理解を妨げるものでなく職場秩序を乱してはならない！

就業規則第23条の拡大解釈であり、人権侵害である！

JR東日本輸送サービス労働組合の組合活動を不当に制限して委縮させる、組合の運営に対する支配介入の不当労働行為だ！

<申し入れ内容>

- 「会社施設内において組合活動と捉えられる」という発言内容を明らかにし、懲戒処分とした根拠を明確に回答すること
- 大崎営業統括センター所属の当該組合員に対する訓告処分を撤回すること

輸送サービス労組の運動を制限し組合員を委縮させる不当労働行為は認められない！処分撤回を求める！

### 交渉の特徴点

- 処分理由の組合活動と「捉えられる」とは何か。
- ✓ 許可された箇所ではない所で発しているのは組合活動である。
- 首都圏本部の言う組合活動とは何か
- ✓ 勤務時間内に掲示板を見る。
- ✓ 便宜供与されている会議室に呼び込む行為。  
(声をかける場所は便宜供与しない)
- ✓ 分会長として現場長と話をすること。
- 処分の撤回を求める。
- ✓ 撤回しない。本人が意図しているか、どうかではない。主張したことが問題である。

✓ **憲法28条団結権の侵害！**

✓ **労働組合の正当な活動を妨害！**

私たちは企業内労働組合であり職場での正当な組合活動は労働組合法で保証されている。業務を具体的に阻害することのない正当な活動に対して規制・処分することは団結権の否定であり不当労働行為である！

# 不当労働行為・団結権の侵害を通告！ 労働協約に則った解決を目指す！

※団体交渉の詳細は、後日発行する TOKYO MAIL NEWS をご覧ください！

輸送サービス労組運動の制限！団結権の侵害！

不当労働行為を許さず、処分の撤回を求めていこう！